

令和5年度

松伏町情報公開制度実施状況 松伏町個人情報保護制度施行状況 報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 7
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 10

松伏町

令和5年度 松伏町情報公開制度実施状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和5年度の公文書の開示請求の件数は11件（令和4年度は7件）で、開示請求の対象となった公文書数は19件（令和4年度は9件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、100パーセント（令和4年度は100パーセント）となっています。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 () は令和4年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町長	9 (7)	8 (2)	3 (1)	6 (6)	17 (9)
教育委員会	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議会	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	11 (7)	10 (2)	3 (1)	6 (6)	19 (9)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	1件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	3件
県外に住所を有する個人	1件
県外に住所を有する法人	6件
合 計（表1の受付件数と合致します。）	11件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課 名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町 長	総 務 課	5件	3件	0件	8件
	企 画 財 政 課	0件	0件	0件	0件
	住 民 ほ け ん 課	1件	0件	2件	3件
	税 務 課	1件	0件	3件	4件
	いきいき福祉課	0件	0件	0件	0件
	すこやか子育て課	0件	0件	1件	1件
	環 境 経 済 課	0件	0件	0件	0件
	新市街地整備課	1件	0件	0件	1件
	まちづくり整備課	0件	0件	0件	0件
教育委員会	教 育 総 務 課	1件	0件	0件	1件
	教 育 文 化 振 興 課	0件	0件	0件	0件
議 会	議 会 事 務 局	1件	0件	0件	1件
合 計		10件	3件	6件	19件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却 下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	5月23日	町長 (総務課)	案件：非常用電源整備工事 案件番号：R0401001 案件概要：松伏町役場隣地敷地における非常用電源整備工事 ※上記案件の「金入設計書」のご提供をお願い致します。	積算書（非常用電源整備工事）	開示		6月2日
2	7月18日	町長 (住民ほけん課)	2023年1月1日から2023年6月30日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料（別紙のとおり）。	2023年1月1日から2023年6月30日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料	不開示（不存在）		7月24日
3	7月26日	教育委員会 (教育総務課)	松伏町学校給食センター空調設備改修工事 金入り設計書 令和4年10月19日開札	積算書（松伏町学校給食センター 空調設備改修工事）	開示		8月8日
4	9月15日	町長 (税務課)	地番参考図と路線価図をSHAPEファイル形式（拡張子が、「.shp」、「.shx」「.dbf」の3つを含む）で、マスターデータと一緒にご提供を頂きたい。 *マスターデータとは大字・小字コード表です。	地番図データ（shape形式）（令和5年1月1日現在のもの）	不開示	条例第6条第1号	9月28日
				土地マスターデータ（令和5年1月1日現在のもの）	不開示	条例第6条第1号	
				路線価データ（shape形式）（令和5年1月1日現在のもの）	開示		

5	10月20日	町長 (総務課)	松伏町 住民活動補償制度についての下記文書 令和5年度契約時の入札および見積合せ等の結果 令和5年度契約の保険証券（補償内容の記載してある面のみ） 令和1～令和5年度契約の事故件数および支払い保険金額（被害者に支払った保険金額）	見積経過及び結果表（令和5年度の松伏町住民活動補償保険に係るもの）	開示	11月2日	
				賠償責任保険証券（令和5年度の松伏町住民活動補償保険に係るものであって、補償内容が記載されている部分に限る。）	開示		
				費用・利益保険証券（令和5年度の松伏町住民活動補償保険に係るものであって、補償内容が記載されている部分に限る。）	開示		
				保険金お支払明細（令和4年10月26日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示		条例第6条第1号
				保険金お支払明細（令和5年2月9日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示		条例第6条第1号
				保険金お支払明細（令和5年5月30日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示		条例第6条第1号
6	10月30日	町長 (すこやか子育て課)	新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての下記項目についての一覧表または下記項目がわかる書類（接種開始から開示請求日時点まで分） 1、性別 2、年代 3、疾病名 4、給付の種類・手帳の発行有無 5、市区町村受付日・市区町村審査日・県進達日 6、認定結果及び認定日 7、接種日（ワクチンの種類・ロットナンバー） 8、医療機関による副反応疑いの報告の有無	新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての下記項目についての一覧表または下記項目がわかる書類（接種開始から開示請求日時点まで分） 1、性別 2、年代 3、疾病名 4、給付の種類・手帳の発行有無 5、市区町村受付日・市区町村審査日・県進達日 6、認定結果及び認定日 7、接種日（ワクチンの種類・ロットナンバー） 8、医療機関による副反応疑いの報告の有無	不開示（不存在）	11月6日	

7	11月16日	町長 (税務課)	貴町全域の地番参考図 (Shapeファイル式) 最新版	地番図データ (shape形式) (令和5年1月1日現在のもの)	不開示	条例第6条第1号	11月27日
8	11月17日	議会 (議会事務局)	令和5年9月松伏町議会定例会議案審議に関する資料 (2022年度決算審査に関する資料)	令和5年9月松伏町議会定例会議案審議に関する資料	開示		11月28日
9	11月30日	町長 (総務課、 新市街地整備課)	①工事名: 松伏町役場第二庁舎照明設備改修工事 案件番号: R0501008 案件概要: 松伏町役場第二庁舎の蛍光灯器具をLED化工事 ②工事名: 公園施設等照明改修工事 案件番号: R0501002 案件番号: 田中第一公園ほか10施設の照明撤去新設工事 *上記2件の金入り設計書の情報開示をお願い致します。	積算書 (松伏町役場第二庁舎照明設備改修工事)	開示		12月11日
				設計書 (公園施設等照明改修工事)	開示		
10	1月16日	町長 (住民ほけん課)	ゆめみ野1丁目 4街区、7街区、9街区 ゆめみ野2丁目 1街区、13街区 の最新の住居表示台帳	住居表示台帳	開示		1月29日

11	1月29日	町長 (住民ほけん課)	2023年7月1日から2023年12月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料(別紙のとおり)。	2023年7月1日から2023年12月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料	不開示(不存在)		2月5日
----	-------	----------------	---	--	----------	--	------

令和5年度 松伏町個人情報保護制度施行状況報告書

個人情報の保護に関する法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしたりする場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有(変更)通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイルは、本庁舎1階町政情報コーナーで閲覧することができます。なお、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿及び個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく条例個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の登録件数(令和6年3月31日現在)

個人情報ファイル簿	72
条例個人情報ファイル簿	116

2 保有個人情報の開示等の実施状況

個人情報の保護に関する法律に基づく令和5年度の保有個人情報の開示請求等の件数は1件(令和4年度は0件)でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()は令和4年度

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	
町長	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理 委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表 8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
住民ほけん課	0	1	0	1
合 計	0	1	0	1

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表 9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

開示関係	0	0	0	審査会への諮問件数		
				0		
				全部開示	一部開示	不開示
	0	0	0			
訂正関係	0	0	0	審査会への諮問件数		
				0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
	0	0	0			
利用停止 関係	0	0	0	審査会への諮問件数		
				0		
				利用停止	消去	提供停止
	0	0	0			

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び不開示理由	決定月日
1	6月22日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（令和5年4月13日付け住第100号）に係る戸籍証明書等の交付申請書	戸籍謄本等交付申請書（本人通知制度による通知（令和5年4月13日付け住第100号）に関するもの）	部分開示	法第78条第1項第2号及び第3号	7月6日

令和5年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和5年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和5年6月29日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱式・会長の互選・情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度施行状況の報告